新旧対照表

浦安市介護保険条例施行規則（平成12年規則第26号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（特例居宅介護サービス費の額） 第９条　法第42条第３項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、法第41条第４項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の２第１項の規定が適用される場合にあっては100分の80、同条第２項又は法第69条第４項の規定が適用される場合にあっては100分の70、同条第５項の規定が適用される場合にあっては100分の60。次条及び第11条において同じ。）に相当する額とする。	（特例居宅介護サービス費の額） 第９条　法第42条第２項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、法第41条第４項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として施行規則第61条各号に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。
（特例地域密着型介護サービス費の額） 第９条の２　法第42条の３第２項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の２第２項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第65条の３で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。	

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（特例居宅介護サービス計画費の額） 第１０条　法第47条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。	（特例居宅介護サービス計画費の額） 第１０条　法第47条第２項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。
（特例施設介護サービス費の額） 第１１条　法第49条第２項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第79条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。	（特例施設介護サービス費の額） 第１１条　法第49条第２項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービス（食事の提供を除く。）について法第48条第２項第１号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（日常生活に要する費用として施行規則第79条各号に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額及び当該食事の提供について同項第２号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から標準負担額を控除した額とする。
（特例特定入所者介護サービス費の額） 第１１条の２　法第51条の４第２項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額（法第51条の３第２項第１号に規定する食費の基準費用額をいう。）から食費の負担限度額（同号に規定する食費の負担限度額をいう。）を控除した額及び当該居住又は滞在に要した費用について居住費の基準費用額（同項第２号に規定する居住費の基準費用額をいう。）から居住費の負担限度額（同号に規定する居住費の負担限度額をいう。）を控除した額の合計額とする。	
（特例介護予防サービス費の額） 第１２条　法第54条第３項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第２項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉	（特例居宅支援サービス費の額） 第１２条　法第54条第２項に規定する特例居宅支援サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第２項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテ

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第84条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の２第１項の規定が適用される場合にあっては100分の80、同条第２項又は法第69条第４項の規定が適用される場合にあっては100分の70、同条第５項の規定が適用される場合にあっては100分の60。次条において同じ。）に相当する額とする。	ーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として施行規則第84条各号に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。
（特例地域密着型介護予防サービス費の額） **第１２条の２**　法第54条の３第２項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の２第２項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第85条の３で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。	
（特例介護予防サービス計画費の額） **第１３条**　法第59条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。	（特例居宅支援サービス計画費の額） **第１３条**　法第59条第２項に規定する特例居宅支援サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。
（特例特定入所者介護予防サービス費の額） **第１３条の２**　法第61条の４第２項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額（法第61条の３第２項第１号に規定する食費の基準費用額をいう。）から食費の負	

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
担限度額（同号に規定する食費の負担限度額をいう。）を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額（同項第２号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）から滞在費の負担限度額（同号に規定する滞在費の負担限度額をいう。）を控除した額の合計額とする。	
（特定入所者介護サービス費等の認定申請等） **第１４条**　要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）は、法第51条の３第１項に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の３第１項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給に係る認定を受けようとするときは、介護保険負担限度額認定申請書（別記第１号様式）により、市長に申請しなければならない。 ２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を介護保険負担限度額認定決定通知書（別記第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。	（標準負担額の減額申請等） **第１４条**　法第41条第１項に規定する要介護被保険者又は法第53条第１項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）は、法第48条第２項第２号の規定による標準負担額の減額の認定を受けようとするときは、介護保険標準負担額減額申請書（別記第１号様式）を、市長に提出しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による標準負担額の減額の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書（別記第２号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。 ３　市長は、標準負担額の減額の決定をしたときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険標準負担額減額認定証を交付するものとする。
（利用者負担額の減免申請等） **第１５条**　省　略 ２　法第50条第１項から第３項までの規定の適用を受けようとする法第41条第１項に規定する要介護被保険者及び法第60条第１項から第３項までの規定の適用を受けようとする法第53条第１項に規定する居宅要支援被保険者は、介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（別記第３号様式）にその理由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。 ３　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、承認又は不承認を決定し、その結果を、介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（別記第３号様式の２）により当該申請者に通知するものとする。 ４　市長は、前項の規定により承認の決定をしたときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険利用者負担額・免除認定証を交付するものとする。	（利用者負担額の減免申請等） **第１５条**　同　左 ２　要介護被保険者等が前項の規定による特例の適用を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（別記第３号様式）にその理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 ３　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書（別記第２号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。 ４　市長は、前項の規定により特例の適用を決定したときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険利用者負担額・免除認定証を交付するものとする。

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（居宅介護サービス費等の支給申請等） **第１６条**　要介護被保険者等は、法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費、法第42条第１項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費、法第42条の３第１項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第46条第１項に規定する居宅介護サービス計画費、法第47条第１項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第48条第１項に規定する施設介護サービス費、法第49条第１項に規定する特例施設介護サービス費、法第53条第１項に規定する介護予防サービス費、法第54条第１項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第54条の３第１項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第58条第１項に規定する介護予防サービス計画費又は法第59条第１項に規定する特例介護予防サービス計画費（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払用）（別記第４号様式）により、市長に申請しなければならない。	（居宅介護サービス費等の支給申請） **第１６条**　要介護被保険者等は、法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費、法第42条第１項に規定する特例居宅介護サービス費、法第46条第１項に規定する居宅介護サービス計画費、法第47条第１項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第48条第１項に規定する施設介護サービス費、法第49条第１項に規定する特例施設介護サービス費、法第53条第１項に規定する居宅支援サービス費、法第54条第１項に規定する特例居宅支援サービス費、法第58条第１項に規定する居宅支援サービス計画費又は法第59条第１項に規定する特例居宅支援サービス計画費（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（別記第４号様式）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）（別記第５号様式）により当該申請者に通知するものとする。	２　市長は、前項の規定による居宅介護サービス費等の支給の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（別記第５号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
３　法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費について同条第６項の規定を適用する場合、法第42条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費について同条第６項の規定を適用する場合、法第46条第１項に規定する居宅介護サービス計画費について同条第４項の規定を適用する場合、法第48条第１項に規定する施設介護サービス費について同条第４項の規定を適用する場合、法第53条第１項に規定する介護予防サービス費について同条第４項の規定を適用する場合、法第54条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費について同条第６項の規定を適用する場合若しくは法第58条第１項に規定する介護予防サービス計画費について同条第４項の規定を適用する場合又は法第42条第１項第２号に係る特例居宅介護サービス費について浦安市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年浦安市規則第１号。以下「基準該当規則」という。）第２条	３　法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費について同条第６項の規定を適用する場合、法第46条第１項に規定する居宅介護サービス計画費について同条第４項の規定を適用する場合、法第48条第１項に規定する施設介護サービス費について同条第５項の規定を適用する場合、法第53条第１項に規定する居宅支援サービス費について同条第４項で準用する法第41条第６項の規定を適用する場合若しくは法第58条第１項に規定する居宅支援サービス計画費について同条第４項で準用する法第46条第４項の規定を適用する場合又は法第42条第１項第２号に係る特例居宅介護サービス費について浦安市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年浦安市規則第１号。以下「基準該当規則」という。）第２条第４項の規定を適用する場合、法第54条第１項第２号に係る特例居宅支援サービス費について基準該当規則第２条第４項の規定を適用する場合、法第47条第

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第４項の規定を適用する場合、法第54条第１項第２号に係る特例介護予防サービス費について基準該当規則第２条第４項の規定を適用する場合、法第47条第１項第１号に係る特例居宅介護サービス計画費について基準該当規則第３条第４項の規定を適用する場合若しくは法第59条第１項第１号に係る特例介護予防サービス計画費について基準該当規則第３条第４項の規定を適用する場合は、第１項の規定にかかわらず、居宅介護サービス費等の支給の申請を要しない。	１項第１号に係る特例居宅介護サービス計画費について基準該当規則第３条第４項の規定を適用する場合若しくは法第59条第１項第１号に係る特例居宅支援サービス計画費について基準該当規則第３条第４項の規定を適用する場合は、第１項の規定にかかわらず、居宅介護サービス費等の支給の申請を要しない。
（特定入所者介護サービス費等の支給申請等）	
第１６条の２　要介護被保険者等は、法第51条の３第１項に規定する特定入所者介護サービス費、法第51条の４第１項に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第61条の３第１項に規定する特定入所者介護予防サービス費及び法第61条の４第１項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書（別記第５号様式の２）により、市長に申請しなければならない。	
２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給決定通知書（別記第５号様式の３）により当該申請者に通知するものとする。	
３　法第51条の３第１項に規定する特定入所者介護サービス費について同条第４項の規定を適用する場合及び法第61条の３第１項に規定する特定入所者介護予防サービス費について同条第４項の規定を適用する場合は、第１項の規定にかかわらず、特定入所者介護サービス費等の支給の申請を要しない。	
（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請等）	（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請）
第１７条　要介護被保険者等は、法第44条第１項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第１項に規定する介護予防福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（別記第６号様式）により、市長に申請しなければならない。	**第１７条**　要介護被保険者等は、法第44条第１項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第１項に規定する居宅支援福祉用具購入費（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（別記第６号様式）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書（別記第	２　市長は、前項の規定による居宅介護福祉用具購入費等の支給の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険給付費支給（不支給）決定

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
６号様式の２）により当該申請者に通知するものとする。	通知書（別記第５号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
（居宅介護住宅改修費等の支給申請等） **第１８条**　要介護被保険者等は、法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（別記第７号様式）により、市長に申請しなければならない。	（居宅介護住宅改修費等の支給申請） **第１８条**　要介護被保険者等は、法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第１項に規定する居宅支援住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（別記第７号様式）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書（別記第７号様式の２）により当該申請者に通知するものとする。	２　市長は、前項の規定による居宅介護住宅改修費等の支給の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（別記第５号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
（高額介護サービス費等の支給申請等） **第１９条**　要介護被保険者等は、法第51条第１項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第１項に規定する高額介護予防サービス費の支給を受けようとするときは、介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書（別記第８号様式）により、市長に申請しなければならない。	（高額介護サービス費等の支給申請） **第１９条**　要介護被保険者等は、法第51条第１項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第１項に規定する高額居宅支援サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書（別記第８号様式）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（別記第８号様式の２）により当該申請者に通知するものとする。	２　市長は、前項の規定による高額介護サービス費等の支給の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（別記第５号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。
（高額医療合算介護サービス費等の支給申請等） **第１９条の２**　要介護被保険者等は、法第51条の２第１項に規定する高額医療合算介護サービス費又は法第61条の２第１項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給を受けようとするときは、高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（別記第８号様式の３）により、市長に申請しなければならない。 ２　施行規則第83条の４の４第２項（施行規則第97条の２の２において準用する場合を含む。）の証明書は、介護保険（保険給付）自己負担額証明書（別記第８号様式の４）によるものとする。 ３　市長は、第１項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、高額	

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（別記第８号様式の５）により当該申請者に通知するものとする。	
（保険料の徴収猶予及び減免の手続）	（保険料の徴収猶予及び減免の手続）
第２０条　省　略	**第２０条**　同　左
２　市長は、条例第９条第１項の規定により保険料の徴収猶予の決定をしたときは、その旨を、介護保険料徴収猶予決定通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。	２　市長は、条例第９条第１項の規定により保険料の徴収猶予の決定をしたときは、その旨を、介護保険保険料徴収猶予決定通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
３　市長は、条例第10条第１項の規定により保険料の減免の決定をしたときは、その旨を、介護保険料減免決定通知書（別記第11号様式）により、当該申請者に通知するものとする。	３　市長は、条例第10条第１項の規定により保険料の減免の決定をしたときは、その旨を、介護保険保険料減免決定通知書（別記第11号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
附　則	**附　則**
（要介護旧措置入所者に係る利用者負担額の減免の申請等）	（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する利用者負担の経過措置）
第２条　施行法第13条第３項に規定する要介護旧措置入所者（以下「要介護旧措置入所者」という。）は、同項に規定する厚生労働大臣が定める割合の適用を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（別記第12号様式）により、市長に申請しなければならない。	**第２条**　施行法第13条の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者又は要介護被保険者である旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）は、同条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める割合の適用（以下「利用者負担額の減額・免除の経過措置」という。）を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（別記第12号様式）を、市長に提出しなければならない。
第３条　市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、承認又は不承認を決定し、その結果を、介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（別記第13号様式）により当該申請者に通知するものとする。	**第３条**　市長は、前項の規定による利用者負担額の減額・免除の経過措置の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険特定標準負担額減額、利用者負担減額・免除決定通知書（別記第13号様式）により当該旧措置入所者に通知するものとする。
第４条　市長は、前条の規定により承認の決定をしたときは、当該決定に係る要介護旧措置入所者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）を交付するものとする。	**第４条**　市長は、利用者負担額の減額・免除の経過措置をすることを決定したときは、当該決定に係る旧措置入所者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除認定証を交付するものとする。
（特定負担限度額の認定）	（特定標準負担額の減額）
第５条　要介護旧措置入所者は、施行法第13条第５項第２号に規定する厚生労働大臣が別に定める額の適用に係る認定を受けようとするときは、介護保険	**第５条**　旧措置入所者は、施行法第13条第４項第２号に規定する厚生労働大臣が別に定める額の適用（以下「特定標準負担額の減額」という。）を受けよ

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（別記第14号様式）により、市長に申請しなければならない。	うとするときは、介護保険特定標準負担額減額認定申請書（別記第14号様式）を、市長に提出しなければならない。
第６条　市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（別記第15号様式）により当該申請者に通知するものとする。	**第６条**　市長は、前項の規定による特定標準負担額の減額の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険特定標準負担額減額、利用者負担減額・免除決定通知書（別記第13号様式）により当該旧措置入所者に通知するものとする。
	第７条　市長は、特定標準負担額の減額をすることを決定したときは、当該決定に係る旧措置入所者に対し、介護保険特定標準負担額減額認定証を交付するものとする。
第７条　省　略	**第８条**　同　左
別　記	**別　記**
第１号様式　別紙のとおり	**第１号様式**　別紙のとおり
第２号様式　別紙のとおり	**第２号様式**　別紙のとおり
第３号様式　別紙のとおり	**第３号様式**　別紙のとおり
第３号様式の２　別紙のとおり	
第４号様式　別紙のとおり	**第４号様式**　別紙のとおり
第５号様式　別紙のとおり	**第５号様式**　別紙のとおり
第５号様式の２　別紙のとおり	
第５号様式の３　別紙のとおり	
第６号様式　別紙のとおり	**第６号様式**　別紙のとおり
第６号様式の２　別紙のとおり	
第７号様式　別紙のとおり	**第７号様式**　別紙のとおり
第７号様式の２　別紙のとおり	
第８号様式　別紙のとおり	**第８号様式**　別紙のとおり
第８号様式の２　別紙のとおり	
第８号様式の３　別紙のとおり	
第８号様式の４　別紙のとおり	
第８号様式の５　別紙のとおり	
第１０号様式　別紙のとおり	**第１０号様式**　別紙のとおり

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１１号様式　別紙のとおり 第１２号様式　別紙のとおり 第１３号様式　別紙のとおり 第１４号様式　別紙のとおり 第１５号様式　別紙のとおり 附　則 この規則は、公布の日から施行する。	第１１号様式　別紙のとおり 第１２号様式　別紙のとおり 第１３号様式　別紙のとおり 第１４号様式　別紙のとおり